参考様式1

位置指定道路チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 申　　請　　日 |  |
| 申　　請　　者 |  |
| 申　請　場　所 |  |
| 道　路　延　長 | 　 | 道　路　幅　員 | 　 |
| 道　路　形　状 | 両端道路接続　　　・　　　袋路状道路 |
| 自動車転回広場 | 　 |
| 技術細則 | チェック |
| 延長の測り方 | 　 |
| 道路の各部分の中心線の長さを測定しているか。　 | 　 |
| 水路に橋等をかける場合は、水路部分を含めているか。　 | 　 |
| ２項道路に取り付ける場合は、その中心線から2ｍ後退した線から測る。※形状によっては一方的に４ｍ後退した線から測る場合もある。 | 　 |
| 幅員の測り方　 | 　 |
| 幅員は、有効幅員と道路敷幅員を測る。 | 　 |
| 有効幅員は、道路の中心線に直角に測る。 | 　 |
| 　有効幅員は、各部分について４ｍ以上でなければならない。 | 　 |
| 　道路の有効幅員は一定にすることを原則とするが、一定でない場合は、最小幅員と、最大幅員を測る。 | 　 |
| 取付道路との接続部分　 | 　 |
| 　取付道路と4ｍ以上有効に接続すること。 | 　 |
| 隅切り | 　 |
| 　辺の長さ2ｍの二等辺三角形とし、両側隅切りを原則とする。（内角が120°以上の場合は除く） | 　 |
| 　以下の条件を満たす場合は片側隅切りとすることができる。 | 　 |
| 　　土地の形状から判断して両側隅切りが不可能な場合。 | 　 |
| 　　交通の安全上支障がない。 | 　 |
| 　　角地の隅切りを挟む辺の長さが3ｍの二等辺三角形の部分を道路に含む片側隅切りとする。 | 　 |
| 　　曲り角が60°以下となる鋭角の角敷地は、剪除長を、3ｍ以上とする。 | 　 |
| 道路位置の明示 | 　 |
| 　起終点や、屈折箇所等を明示するために主要な箇所には、表示杭を設置すること。 | 　 |
| 　崖、擁壁に近接する場合には、さく等を設置して安全性に留意すること。なお、さく等の構造、設置方法については日本道路協会防護柵設置要領によるものとする。 | 　 |
| 自動車転回広場　 | 　　 |
| 　取付道路が6ｍ未満の場合は、取り付け部分で実質的に車の転回できる場所から35ｍ以内に設置することを原則とする。 | 　 |
| 　側溝・縁石等で境界を明示すること。 | 　 |
| 側溝等 | 　 |
| 　側溝、街渠は原則として道路の両側に設置すること。 | 　 |
| 道路面 | 　 |
| 　砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。 | 　 |
| 　縦断勾配が12％以下であり、かつ、階段状でないこと。 | 　 |
| 道路内の建築部等の処置 | 　 |
| 　建築物及び工作物等の道路内突出物は、指定申請以前に除却すること。 | 　 |
| 　取付道路との接続部分の植込み、電柱等の障害物は指定申請以前に除却又は、移転すること。 | 　 |
| 承諾関係 |  |
| 承諾者に漏れはないか。また、同意権者の同意を要しないか。 |  |